

平成 18 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ケアサプライ  
代表者名 代表取締役社長 渡邊勝利  
(コード番号 東証マザーズ 2393)  
問合せ先 常務取締役管理本部長 大西研一  
(TEL.03-5251-3151)

## 定款一部変更に関するお知らせ

定款一部変更の件に関し、平成18年4月27日開催の当社第8回定時株主総会において下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 現行定款第2条(目的)につきましては、今後の事業の拡大・発展に備え、目的を追加するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

(2) 現行定款第4条(公告の方法)につきましては、「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行されたことに伴い、当社の公告の方法を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告することができないときの措置を定めるものであります。

(3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成17年7月26日に公布されたことに伴い、その施行に備えるため、次の変更を行うものであります。

当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置くことを定めるため、変更案第4条(機関)を新設するものであります。

株券発行会社である旨を定めるため、変更案第7条(株券の発行)を新設するものであります。

その他全般にわたり、会社法の施行に伴う字句の修正、条文の整備、構成の整理並びに条数の変更を行うものであります。

変更案第2条(目的)及び第5条(公告方法)を除く各条の変更については、会社法の施行日から効力が生ずるよう附則を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 <u>本</u> 会社は、株式会社日本ケアサプライと称し、英文ではNippon Care Supply Co.,Ltd.と表示する。	第 1 条 <u>当</u> 会社は、株式会社日本ケアサプライと称し、英文ではNippon Care Supply Co.,Ltd.と表示する。
(目的)	(目的)
第 2 条 <u>本</u> 会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 <u>当</u> 会社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>介護用ベッド・車椅子・要介護者用リフト等の介護用機器、健康機器、医療機器並びに介護用品等の製造委託、販売、レンタル、リース及び輸出入</u>	<u>介護用機器、健康機器、医療機器、介護用品、福祉用具、スポーツ用品・娯楽用品・玩具、防災袋等防災用品、消火器具・消火装置等の製造、販売、レンタル、リース及び輸出入</u>
前 1 号にかかる保守、修理、点検、加工及び消毒	前 1 号にかかる保守、修理、点検、加工及び <u>洗浄・消毒</u>
<u>前 1 号にかかる研修及びコンサルティング</u>	( 削 除 )
<u>居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション等に関する在宅介護業務</u>	<u>介護保険法に定める居宅及び施設介護並びに居宅介護支援等の事業</u>
<u>在宅介護に関する相談、介護サービス事業者等への連絡調整等の便宜の提供</u>	— ( 現行どおり )
<u>不動産の賃借、管理、保有並びに運用業務</u>	<u>不動産の売買、賃貸借及び管理業</u>
<u>古物売買業</u>	— ( 現行どおり )
<u>住宅の増改築・建替及び住宅のリフォーム</u>	— ( 現行どおり )
<u>倉庫業</u>	— ( 現行どおり )
<u>自動車運送取扱業</u>	— ( 現行どおり )
<u>損害保険に関する代理店業務及び生命保険の募集に関する業務</u>	— ( 現行どおり )
( 新 設 )	<u>ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業</u>
( 新 設 )	<u>緊急通報システム、生活習慣病在宅予防管理支援システムの運営業務及び運営の受託</u>
( 新 設 )	<u>食料・飲料、医薬品・化粧品、家庭生活用品等の製造、販売及び輸出入</u>
( 新 設 )	<u>リネンサプライ業</u>

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>__前各号に付帯関連する一切の事業</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <u>本会社</u>は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(新 設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 <u>本会社</u>の公告は、<u>日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 <u>株式及び端株</u></p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 <u>本会社</u>が発行する株式の総数は、320,000株とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>薬局の経営</u></p> <p><u>弁当、加工食品及び加工調理食品の配食サービス業</u></p> <p><u>旅行業</u></p> <p><u>各種イベントの企画及び運営に関する事業</u></p> <p><u>人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業</u></p> <p><u>労働者派遣事業</u></p> <p><u>21有料職業紹介事業</u></p> <p><u>22前各号にかかる研修及びコンサルティング業務</u></p> <p><u>23経営コンサルタント業</u></p> <p><u>24 (現行どおり)</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <u>当会社</u>は、本店を東京都港区に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 <u>当会社</u>は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>取締役会</u></p> <p><u>監査役</u></p> <p><u>監査役会</u></p> <p><u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 <u>当会社</u>の公告は、<u>電子公告によりこれを行う。</u></p> <p><u>2 やむを得ない事由により、電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 <u>当会社</u>の発行可能株式総数は、320,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当会社</u>は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条</u> 本会社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第7条</u> 本会社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3 <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 本会社が発行する株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、端株原簿への記載又は記録、端株の買取り、その他株式及び端株に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第9条</u> 本会社は、<u>毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者及び端株主とすることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第8条</u> <u>当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第9条</u> 当会社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿並びに株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿並びに株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第10条</u> 当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
( 招 集 )	( 招 集 )
第 1 0 条 定時株主総会は毎年 4 月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。	第 1 1 条 ( 現行どおり )
( 新 設 )	( 定時株主総会の基準日 )
	第 1 2 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 1 月 3 1 日とする。
( 招 集 権 者 及 び 議 長 )	( 招 集 権 者 及 び 議 長 )
第 1 1 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集する。	第 1 3 条 ( 現行どおり )
2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が議長となる。	
( 決 議 の 方 法 )	( 決 議 の 方 法 )
第 1 2 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。	第 1 4 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主 ( 実質株主を含む。以下同じ。 ) の議決権の過半数をもって行う。
2 商法第 3 4 3 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。	2 会社法第 3 0 9 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。
( 議 決 権 の 代 理 行 使 )	( 議 決 権 の 代 理 行 使 )
第 1 3 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。	第 1 5 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。
2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証する書面を、株主総会毎に本会社に提出しなければならない。	2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

変 更 前	変 更 後
<p>(議事録)</p> <p><u>第14条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第15条 本会社の取締役は、12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第18条 本会社は、取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選任し、また必要に応じ取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第19条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>	<p>(議事録)</p> <p><u>第16条 株主総会における議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p><u>第17条 当会社の取締役は、12名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第18条 (現行どおり)</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p><u>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第20条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第21条 (現行どおり)</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第20条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第25条</u> 本会社は、取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第26条</u> 本会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第27条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p> <p><u>2</u> 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当会社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p><u>第28条</u> 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>2 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第28条</u> 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべき時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、<u>互選により</u>、常勤監査役を定める。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第30条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、<u>議事録に記載又は記録し</u>、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第34条</u> 監査役の報酬<u>及び退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>2 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された</u>監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、<u>その決議によって</u>、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会における議事については、<u>法令で定めるところにより議事録を作成し</u>、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は<u>本定款</u>に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第35条 本社は、監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにあたり善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計 算</p>
<p>(営業年度)</p> <p>第36条 本会社の営業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの1年とする。</p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第37条 本社の利益配当金は、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、これを支払う。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p>第38条 本社は、取締役会の決議により、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法第293条ノ5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)を行うことができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、取締役会の決議によって、毎年7月31日を基準日として、中間配当をすることができる。</p>
<p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p>第39条 利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の利益配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第2条(目的)及び第5条(公告方法)を除く各条の変更については、会社法(平成17年法律第86号)の施行日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p>

以 上